

19 障害児の支援制度（障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援）で利用できるサービスとは

1 通所により支援を受ける場合

（1）児童発達支援

未就学の障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

（2）医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援及び治療を行います。

（3）児童発達支援センター

児童発達支援を利用中の子どもへの支援だけでなく、施設がもつ専門機能を活かし、地域にお住まいの障害のある子どもやその家族への相談や助言等を行います。

（4）放課後等デイサービス

学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後や休日に支援が必要な障害のある子どもに、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。

（5）居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

（6）保育所等訪問支援

事業所の支援員等が、保育所等を訪問し、障害のある子どもに対し、障害のない子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

（7）障害児相談支援

障害児通所支援等を受ける前に、子どもの心身の状況や環境、また、子どもや保護者の意向等を勘案し、「障害児支援利用計画」（20「障害児通所支援（障害児通所給付）のサービスを利用するには」参照）を作成します。

また、サービス利用開始後も随時障害児支援利用計画の見直しを行い、関係者と連絡調整を行い、よりよい支援が受けられるようにします。

2 施設に入所して支援を受ける場合

（1）福祉型障害児入所施設

障害のある子どもが入所し、保護を受けるとともに、日常生活の指導を行い、独立自活に必要な知識技能を学びます。

（2）医療型障害児入所施設

障害のある子どもが入所し、保護を受けるとともに、日常生活の指導を行い、独立自活に必要な知識技能を学びます。また、併せて治療も行います。

〔問い合わせ先〕

- ・ 県障害福祉課（企画推進班） TEL 022-211-2538
- ・ 各市（社会）福祉事務所又は町村福祉担当課